

平成 25 年度事務事業評価対象事業の選定について

1 選定の基本的な考え方

- 事務事業評価の対象は、総合計画における主要事業、經常事業及び見直しの余地のある一定規模以上の予算事業とし、評価の可否及び実施時期を判断したうえで、平成 21 年度から平成 25 年度の間には累計約 250 事業について実施することとしている。
- また、補助金の見直しについても、事務事業評価の中で見直しの必要性を検証していくこととする。

2 事務事業評価の対象事業選定基準

今年度の対象事業の選定にあたっては、これまでの取組みにおける基本的な考え方は踏まえた上で、今年度策定する総合計画や第 4 次行財政改革大綱を視野に、「選択と集中」を進めるため、既存事業のあり方や将来的な方向付けの検証が必要と想定される取組みについて重点的に評価することとする。

従前より基準としているもの	
a	これまで評価を実施したことがなく、効果や課題を明らかにする必要のあるもの
b	新規事業で効果や課題を明らかにする必要があるもの
c	これまでに評価をした事業で、見直しが不十分又は再検証が必要と判断されるもの
d	補助金又は助成事業で検証の必要があるもの
新たに選定の基準とするもの	
e	第 4 次行財政改革大綱の策定にあたり課題と想定されるもの
f	施策評価で効率化と判断した施策領域のもの
g	実施方法等の将来的な方向性の検証が必要と判断されるもの

◇なお、具体的な事業の選定については、関係課への照会を行い、4 月中には確定する予定である。

3 外部評価の対象事業選定基準

外部評価の対象とする事業の選定は、次の基準に基づき 5 事業程度を選定する。

- 一次評価と二次評価において課題が顕在化した事業（評価が乖離した事業）
- 補助金・助成金等で予算規模の大きい事業